

川崎市上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領

(平成24年5月30日24川上総契第116号)

上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続については、工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱(平成24年5月16日付け24川財契第934号)を準用する。この場合において、同要綱中「川崎市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「市」及び「本市」とあるのは「局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以後川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)第5条の規定による公告をし、又は同規程第23条第1項の規定による指名をした競争入札に適用する。

第1号様式

年 月 日

(あて先)

川崎市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名及び連絡先

### 積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

※ 当該申立書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。

※ 申立て内容は具体的に記載してください。

第2号様式

年 月 日

(あて先)

川崎市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名及び連絡先

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日

※ 当該請求書の提出にあっては当該入札の保留通知の写しを添付してください。